

市民センター非自家用電気工作物PCB含有機器調査業務の入札に係る質問に対する回答

令和7年6月25日

入札参加者各位

大津市長 佐藤 健司

標記入札に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

	質問に関する 事項の記載箇所 (仕様書の頁等)	質問	回答
1	入札説明書3-(1)	実績については「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(令和4年3月環境省、経済産業省)」を遵守した非自家用電気工作物の調査に特化した内容で同様規模以上の実績に限るという理解でよろしかったでしょうか。	内容については、手引きを遵守した非自家用電気工作物の調査に特化した内容という理解で問題ありません。 規模については、同様規模以上の実績に限るものではありません。
2	仕様書7-(2)	「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(令和4年3月環境省、経済産業省)」に記載された非自家用電気工作物は一例であり、PCB含有の疑いのある部品等の判断には調査員(受託者)の知識と経験が必要になると思いますが、調査結果で対象物なしと判断された場合の後にPCB含有部品が発見された場合の責任の所在はどうなりますでしょうか。	調査結果で対象物なしと判断された場合の後にPCB含有部品が発見された場合については、委託者と受託者にて協議し、受託者に瑕疵がないと判断された場合には、受託者に責任がないものと判断いたします。
3	仕様書8-(3)	PCB含有の有無の根拠資料について製造メーカーが証明書を発行できない場合は、製造メーカーからの電話やメールでの見解を文書化したものでもよろしいでしょうか。	問題ございません。